



税負担の公平性を確保するために

特集

滞納処分を強化します

● 問合先 税務課収納対策室 (☎23 2 1 5 2)



市税や国民健康保険税などは、私たちが安心して健康的な暮らしをするために、重要な役割を果たしています。福祉や保険などの社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで非常に大切な財源です。

市税などを滞納することは、納期内に納税している大多数の市民との公平性を欠くということです。このことから、納税相談もなく、納付しない人に対しては、法に基づいて滞納処分（差押）により強制的に徴収しています。

市では今後、これらの取り組みをさらに強化し、滞納を減らしていくため、滞納早期の段階からの差押を実施していきます。

ストップ！滞納

わがまちの滞納の現状は？

ここでは、市の貴重な財源である市税などの収入未済額の推移、また、市がどれくらい差押に取り組んだかについてご紹介します。滞納解消に向けて、まずは、わがまちの滞納状況を正確に把握し、認識するところから始めましょう。

収入未済額の推移

市における市税や国民健康保険税などの収入未済額（※）は【表1】のとおりです。リーマンショックなどの影響で景気が落ち込み、平成21年度に一旦は悪化しましたが、その後、毎年収入未済額は減っています。このことは、【表2】が示しているように差押をはじめとする滞納処分や家宅搜索などを強化した取り組みの成果だと言えます。

しかし、それでもなお平成23年度末時点で収入未済額が12億円以上、中でも、市税と国民健康保険税は、それぞれ5億7000万円以上残っています。税金の滞納は、市民サービスの低下につながるため、市では、今後とも、滞納処分を強化していきます。

※収入未済額とは、当該年度に納入されず、翌年度に収入を繰り越す金額のこと。

● 収入未済額の推移【表1】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市税	6億4,422万円	6億6,398万円	6億2,238万円	5億7,138万円
国民健康保険税	6億9,423万円	6億7,508万円	6億425万円	5億7,859万円
介護保険料	3,277万円	3,206万円	2,949万円	3,197万円
保育料	3,741万円	4,114万円	3,454万円	3,156万円
市営住宅家賃	4,497万円	4,459万円	4,322万円	4,379万円
収入未済額合計	14億5,360万円	14億5,685万円	13億3,388万円	12億5,729万円

● 市税滞納処分件数【表2】

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
債権	247件	214件	390件	558件
動産	11件	2件	4件	7件
不動産	45件	45件	66件	117件
自動車など	6件	2件	2件	3件
合計	309件	263件	462件	685件

税金の納付は期限内に

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めてもらうものです。定められた納期限までに納付がない場合は、『滞納』となり、滞納状態が続くと、法に基づいて滞納処分を行うことになります。納付状況を確認のうえ、期限内の納付をお願いします。

ストップ！滞納

滞納解消に向けて

市では、さらなる税金滞納の解消に向けて、今後も、滞納処分を強化していきます。ここからは、どのようなことに取り組んでいくかなどについて紹介します。



滞納処分とは

滞納処分とは、納期限から一定の期日までに納付されていない税金などに対し、税滞納者の財産を滞納者の意思に関わりなく差し押さえることです。

納めることができる経済状況であっても納めない人や、納税相談に応じない人など、納税に対して誠意が感じられない滞納者には、財産（債権・不動産・動産など）の差押を執行します。

私債権と異なり、税を滞納している場合、市は裁判所に訴えなくても、差押を行うことができます。また、滞納処分を受けると、経済的な不利益になることはもちろんのこと、社会的信用を失うことにもなりかねません。

MEMO

滞納すると、国税徴収法に基づきすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所や金融機関などは、調査に協力しなければなりません。なお、個人情報保護法には抵触しません。

滞納処分の対象となる財産

- 債権 預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など
- 不動産 土地、家屋など
- 動産 自動車、テレビ、美術品など

滞納処分までの流れ

滞納は、納税している人との公平性を欠く行為です。市税を滞納した場合、地方税法に基づき滞納処分（差押）を行います。ここでは、滞納処分までの流れについて紹介します。

財産の調査を行います

● **給与と調査**
勤務先に対して給料の照会を行います。

● **預金調査**
どこの銀行に口座があるかなどを調べます。

● **不動産調査**
所有している不動産の登記簿を調べ、換価価値があるかどうかを判断します。

● **捜索**
調査しても財産が不明なときなどは、国税徴収法第

142条に基づき自宅などの家宅捜索を行います。

発見した財産は差押

勤務先や金融機関、生命保険会社などへの調査の結果、財産が判明した場合は、差押を執行します。

換価・取立

給料、預金などの債権の場合は、そのまま滞納市税に充当します。動産などは、公売会などで売却換価してその代金を滞納市税に充当します。

ストップ! 滞納

給与・預金・生命保険差押

ほとんどの人は、収入から月々の生活設計を立て、税金を支払ったうえで生命保険や各種ローンなどを支払ったり、預金したりしています。しかし、中には生命保険や各種ローンは毎月支払っていて、預金もしているのに、税金の支払いは滞っている人がいます。これでは、誠実に税金を納めている人との公平性が保たれません。ここでは、市がこれからの重点的に取り組んでいく3つの債権差押の手順などを紹介します。

給与と差押

滞納者に連絡することなく、勤務先に給与の支払い状況を照会します。照会した結果、差押を行うことが決定すると、勤務先に滞納者の給与を差し押さえることを通知します。以降、滞納者の給与から強制的に差し押さえた金額が徴収され、市に対して支払

いが行われます。この金額は、滞納市税などに充当します。

預金差押

金融機関に預金状況を照会し、該当する預金などがあれば、金融機関へ連絡をして、差押を行います。差し押さえた預金などは、口座から引き落としをして、滞納市税などに充当します。

ストップ! 滞納

滞納処分の流れ

納税通知書発送

納期限

督促・催告

納期限を過ぎると督促状を発送（20日以内）します。それでも納付がない場合は、文書や電話などで催告を行います。

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。なお、本人の承諾は必要ありません。

滞納処分

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡などがいない場合は、財産の滞納処分（差押）を執行します。法律では、督促状発送から10日を過ぎると差押をしなければならないと定められています。

換価処分

債権は原則即時で取り立てします。不動産については公売（売却）により換価し、税に充当します。

財産差押



県下一斉に給与差押を強化します

佐賀県と県内19市町が一体となって組織する県滞納整理機構では、今後、個人住民税の滞納対策として、滞納者に対する給与差押を強化していきます。6月に一斉に給与の差押予告を発送しました。また、10月にも発送を予定しています。市もこの取り組みに参加するなど給与差押をさらに強化していきます。



生命保険差押

生命保険会社に契約状況などを照会し、該当の保険契約があれば、その保険契約に対して、差押を行います。差し押さえたことにより、直ちに保険契約が解除されるわけではありませんが、法の定める期間までに滞納市税が完納されない場合には、解約権を行使し、解約返戻金（終身生命保険や養老保険を途中で解約した場合、解約時に戻ってくるお金のこと）を滞納市税などに充当します。

まずは相談してください

期限内に税金を納めることが難しい場合や、税金のことで分からないことがある場合など、まずは気軽に相談してください。

夜間や休日にも納税相談実施

失業や病気、災害など、やむを得ない理由で期限内での納付が困難になったときは、早めに相談してください。また、仕事などで平日の昼間に相談に來れない人は、夜間や休日にも納税相談を行っていますので、ご利用ください。

- 夜間
毎週火曜日 午後8時まで
- 休日
毎月第4日曜日
午前8時30分～午後5時15分

F Pによる生活改善相談

市ではファイナンシャルプランナー（F P）を配置し、借金などで家計が苦しく、生活に困っている人に対して、家計改善に向けたさまざまな提案をしています。お金のプロが徹底して話を聞き、納得いくまで付き合ひながら、改善に向けた提案をします。なお、相談には予約が必要です。

相談日

毎週金曜日
午前9時～午後4時



F P相談で滞納が解消した事例

● 滞納者

男性 40 歳代後半。家族 9 人が同居

- 事情
住宅ローンを、借入後 11 年目から返済額が増えるステップ償還方式で借入していて、返済額が増額された。住宅ローンの返済が家計の大きな負担となり、納税が後回しになった。

【F P 診断による解決策】

住宅ローンの月々の負担額を減らせないか検討。借入先が住宅金融公庫だったので、返済期間延長の特例措置が受けられないか調べたところ、収入月額が世帯人員 × 64,000 円以下など条件に適合したため、返済期間の延長申請ができることがわかり、ローンの延長を申請した。



相談前は生活費も不足する苦しい家計の状況だったが、相談後は、生活費と納税、返済のバランスが改善されたことで納税資力が生まれ、滞納の解消に向けた分割納付が継続してできるようになった。



市 F P の松永長一さん

公売会に参加しませんか

市では公売会を実施しています。差押物件を売却し、滞納市税に充てること、税金を滞納すると「差押をされ、公売される」と市民のみなさんに理解してもらうためです。次の 3 つの方法で行っています。あなたも参加してみませんか。

インターネット公売

平成 19 年度から行っている、落札金額を滞納市税に充当しています。ホームページ <http://www.yahoo.co.jp/auktion> で定期的に開催されていますので、チェックしてみてください。

【合同公売会】

今年も『九州市町村合同公売会』に参加して公売を行います。

ストップ！滞納

『生活再建型滞納整理』を推進します

私たちは、税負担の公平性の確保と収納率の向上のために滞納整理業務にあたっています。

厳しい経済状況の中、多くの皆さんに納税いただいていることに感謝しながらも、納税に対して誠意が感じられない人々には、厳しく滞納処分を行っています。しかし、財産の差押などは、一時的なものであり、継続的な納税は、健全な日常生活があつてこそ納税です。納付が困難になったら、すぐに相談に來てもらいたいと思います。

上記の事例は一例ですが、多くの人々が、F P 相談によって生活改善ができました。生活の不安も解消され、継続的な納税がなされるのが業務の目標でもあります。

このように生活再建型滞納整理の推進に力を入れながら、今後も、さらなる収納率の向上をめざして、さまざまな事業に取り組みますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



税務課収納対策室 室長 長野 史朗



昨年の合同公売会の様子

市役所市民ロビーで定期的に開催します。1 週間の間で入札箱に入札してもらい、最高額で入札した人が落札者となります。

【期間入札】

9 月に長崎県松浦市で、11 月に福岡県宗像市で開催される公売会にも参加する予定です。

- 日時 8 月 10 日（土）
- 場所 有田焱の博記念堂
- 主催 伊万里市、有田町
- その他